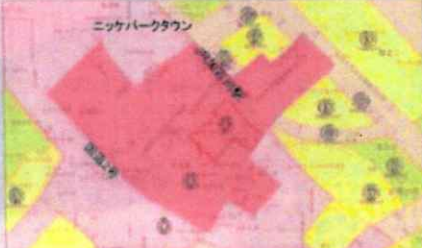
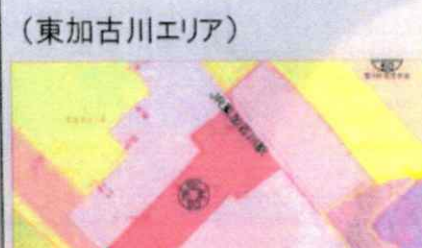


令和5年度 加古川市空き店舗等活用支援事業補助金

制度の概要	募集時期
■ 空き店舗等活用支援事業補助金制度 ■ ○ 対象者 JR加古川駅周辺(中心市街地)及びJR東加古川駅周辺(東加古川エリア)の商業地域(※1)又は市街化調整区域(※1)で空き店舗等(※2)を賃借して、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業などの本市が指定する補助対象業種を出店する方。 なお、令和4年4月1日以降に開業した方が対象となりますが、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開業した方の補助対象業種は、小売業と飲食サービス業のみとなります。 ○ 補助対象地域 中心市街地及び東加古川エリア(右図の濃いピンクの網掛け部分)、市街化調整区域 ○ 補助対象経費・補助額・補助率 店舗賃借料(※3)…上限5万円/月 補助率1/2(最大24か月分) ただし、中心市街地の高度利用地区(※4)への出店(令和5年4月1日以降に開業するものに限る)の場合は、1事業者あたり上限10万円/月 店舗改装費(※5)…上限25万円 補助率2/3 広告宣伝費(※6)…上限10万円 補助率2/3 * 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開業した方は、店舗賃借料のみ申請可能です。また、補助対象となる要件や補助額等は、令和4年度の規定が適用され、令和5年度から拡充となった内容は適用されません。 ○ 申請書類 詳しくは、表面お問い合わせ先へご連絡ください。 ・補助を受ける場合は、事業計画について加古川商工会議所の推薦を受ける必要があります。また、2年以上継続して営業する意思があるなどの諸条件があります。 ※ 注意 ※ 店舗改装費及び広告宣伝費については、申請時点で営業を開始している方や、補助金の交付決定前に工事に着手している場合、広告宣伝物を発注している場合は対象となりませんので、ご注意ください。	R5年度予算額:1,000万円 随時募集 (予算に達し次第終了) 【対象地域図】濃いピンクの網掛け部分 用途地域:商業地域(容積率400%) (中心市街地)  (高度利用地区)  (東加古川エリア) 

- ※1 都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に基づき定められた区域。
- ※2 中心市街地及び東加古川エリアに所在するものについては、店舗、事務所等の用に供していた建築物又は建物内の空き床で、現に使用されていないもの。市街化調整区域に所在するものについては、現に居住その他の使用が定期的になされていない建築物、店舗又は建物内の空き床で、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び都市計画法に違反していないもの。
- ※3 令和4年4月1日以降に開業したものに限り、営業開始日の属する月又は開業後の申請にあっては交付申請のあった月から起算して24箇月を限度とする。なお、前年度中に開業したものであって、令和5年4月1日以降に開業後の申請を行うものは、交付申請のあった月から起算して12箇月を限度とする。
- 敷金、礼金、保証金、消費税その他これらに類するものは対象外とする。
- ※4 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条の規定に基づき定められた区域。
- ※5 工事着工前までに交付決定のあったもので、令和6年3月31日までに工事に関する支払いが完了するもの。対象は内装工事費及び入口等店舗正面の外装整備費等とし、什器等備品の購入及び消費税その他これらに類するものは対象外とする。
- ※6 開業前及び広告宣伝物の発注前までに交付決定のあったもので、営業開始日の属する月の前月から翌月まで(期間の初日は交付決定日)に納品が完了するもの、かつ令和6年3月31日までに広告宣伝物に関する支払いが完了するもの。
- 不特定多数の者に向けた宣伝効果を意図して支出する経費で、①チラシやポスター、パンフレット等の制作費用、②新聞広告及び情報紙等への記事掲載費用、③広告を目的に配布する品(ショップカード(お店の名刺)など)の制作費用とする。

(参考)その他の補助制度

上記制度のほか、オフィス立地促進賃料補助金制度も実施しています。
詳しくは、右記のQRコードからご確認ください。

(制度の概要)

本社機能を持つ事業所がオフィスビル等の建物への入居事業を行う場合に、一定の要件を満たせば賃借料の一部を助成します。

(オフィス立地促進賃料補助金)

